令和4年 第12回大崎市教育委員会定例会会議録

1 招集期日	令和4年12	月 1	6 日(金	<u> </u>	開名	会午後2時3	7分	閉会	午後:	3時2	4分
2 招集場所	岩出山庁舎 第3	会議	室								
3 出席委員等	教 育 長	熊	野	充	利	教 育 職務代理	長者	青	沼	陽	_
	委員	若	見	朝	子	委	員		_		
	委員	堀		智 恵	子	委	員	早	坂	正	年
4 欠席委員	佐藤 寛委員	1					<u> </u>				
5 傍 聴 者	2名										
多事務局職員 6出席者	教 育 部 長	宮	Л		亨	教育部参	事	田	中	政	弘
	教育総務課長	小	野 寺	晴	紀	学校教育課	長	大	場	宏	昭
	生涯学習課長	古	内	康	悦	文化財課	長	横	Щ		也
	地域交流センター 長兼古川支局長兼 市 民 会 館 長		ЛП	早	苗	図 書館	長	髙	橋	誠	明
	学 校 教 育 課 副 参 事	畑	中		智						
7 書 記	教 育 総 務 課 課 長 補 佐		本		裕	教 育 総 務 主 幹 兼 係	課長	髙	橋		香
	議案第69号 人事案	件に	ついて								
	報告事項 教育大	綱の	改定につ	ついて							
	報告事項 令和 5	年度	給食食材	才放射能	検査	査について					
	報告事項 第2回	いじ	めアンク	ァート調	査の	の結果について	-				
8 議 事											

教育長	ただいまから、令和4年第12回大崎市教育委員会定例会を開催いたします。 出席委員定足数に達しておりますので、本定例会は成立いたしました。これより会議を開きます。
教育長	はじめに、令和4年第11回定例会会議録の承認を求めます。 内容について、ご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
教育長	ご異議ないものと認め、会議録を承認いたします。
教育長	次に,本日の会議録署名委員を指名いたします。 堀委員,お願いいたします。
	ご報告いたします。 佐藤 寛(さとうひろし)委員から、欠席する旨の届け出がありました。
教育長	ここでお知らせいたします。 本日の教育委員会定例会には、2名の傍聴を許可しておりますので、 ご報告申し上げます。
	傍聴人に申し上げます。 教育委員会の傍聴にあたっては、議案・報告等の案件に対して賛成あるいは反対の意思表示をしたり、会議の妨害となる行為をすることは禁じられております。 規則等に基づき非公開の議決があった時には、一時的に退室をしてしていただきます。 また、規則等に違反する場合は、退席を命ずることがありますので、申し上げておきます。
教育長	続いて、私から教育長報告をさせていただきます。 教育長報告を申し上げます。 師走に入り、今年も残すところ、あとわずかとなりました。本格的な 雪も降り、いよいよ真冬の到来を迎えたところです。 コロナもなかなか落ち着く状況になく、学級閉鎖となる学校も見受け られます。給食の黙食は、改訂されましたが、校内の感染状況を見極め ながら対応していきたいと思います。すでに感染した数は、児童生徒数 の約30パーセントにのぼっております。各学校におきましては、感染 症対策をとりながら、授業や行事等がしっかりと行われており、これら の教育活動を通じて、子どもたち同士、また、先生との信頼関係も伺う ことができ、大変うれしく思っております。

多少,子どもたち同士のトラブルもありますが,元気に活動する中で 一人一人の成長の糧として欲しいと願っております。

はじめに、明るい話題につきまして、ご報告申し上げます。まず、12月10日さいたまスーパーアリーナで開催された、第50回マーチングバンド全国大会に出場した鹿島台小学校のブラスバンドが、ブルーインパルスをテーマに力強い演奏と演技を披露し、銀賞を受賞いたしました。

次に、古川第五小学校からwebなわとびに参加しているチームが第一位を記録し、さらに12月10日に行われた算数チャレンジ大会の本選、いわゆる県大会には大崎市から古川第二小、古川第四小そして松山小から合わせて3チームが出場いたしました。

11月19日,小学生がプログラミング作品を競う県小学生プログラミング大会が行われ,古一小,古三小及び美里町の青生小の3人でつくるチーム「トリプルギャアートルズ」が7月の大雨被害を教訓に、自動車の浸水被害を防ぐ装置を作り,最優秀賞に輝きました。3人は、来年3月に東京で行われる全国大会に出場いたします。

| これらの大会に出場した児童の栄誉を称えるともに,さらなる飛躍に |期待したいと思います。

次に、公立学校職員表彰として古川中学校の渋谷尚人先生が、市内小中学校へのICT教育の推進の功績が認められ、優秀教員として表彰されました。さらなる研鑽に励んで欲しいと願っております。

次に、学校の教育活動についてご報告いたします。

11月18日に古川第一小学校で「個別最適な学びに関するモデル事業」の公開研究会が行われました。多くの成果と様々な示唆が得られる授業となりました。なお、「単元の学習記録動画」も公開しておりますので、ぜひご視聴いただきたいと思います。

11月25日に第15回おおさき子どもサミット2022を開催いたしました。当日は、各教育委員の皆さまにもご参加いただきましたこと、この場をお借りいたしまして、あらためて感謝申し上げます。

「語り合おう大崎の今、夢、未来」をテーマに代表校が各地域の特徴や課題に沿ったプレゼンテーションが行われました。学校同士での質疑応答では、様々な問題点やPRの方法等といった具体的な質問が挙げられ、質問された児童はしっかりと答えていました。

次に、12月7日に開催しました大崎市スポーツ指導者研修会についてご報告いたします。

この研修会は、仙台大学との連携事業として、市内小中学校教員などを対象に、児童・生徒の体力向上に必要な知識や具体的な指導方法などについて学び、教員の資質向上と今後の体育科指導に役立てることを目的に開催しました。

当日は仙台大学現代武道学科 川戸湧也 先生を講師にむかえ,現在の社会環境や生活様式の変化に触れながら体力の意味,体力がもたらす影響,そして教育現場における子どもたちの体力向上に向けた工夫,きっかけづくりなどについて講演をいただき,参加者から好評をいただいたところであります。

今後も,引き続き仙台大学と連携を図りながら市民・指導者のニーズ に応じた事業を展開して参りたいと思います。

次に、成年年齢が18歳に引き下げられたことにより今回から名称が変更となります「大崎市二十歳の集い」につきましては、令和5年1月8日に挙行されます。市内7会場において12百名余りの参加が見込まれていますので教育委員の皆さまからも励ましをお願いいたします。

次に、12月2日に大崎市図書館で開催されました、「第17回大崎市読書感想文コンクール表彰式」について、ご報告いたします。

このコンクールには、市内の小・中学校から計247点の応募があり、その中で22名の児童・生徒が入賞されました。

最優秀賞である「市長賞」には、小学校の部では古川第三小学校6年生の若菜心美さん、中学校の部では古川西中学校3年生の中川紗都さんのお二人が選ばれ、表彰式の後、授賞者を代表し、中川紗都さんの読書感想文の朗読がありました。

読書は豊かな言葉と、知識と心を育み、未来を拓く「生きる力」の源になると考えられております。

教育委員会といたしましても,こうした機会をとらえ,読書の楽しさや素晴らしさを,たくさんの児童・生徒に体験してもらいたいと考えております。

次に、現在、12月8日から23日までの会期で行われております令和4年第4回大崎市議会定例会につきましてご報告いたします。

本議会では電気料高騰に伴う各施設の光熱水費などの補正予算,古川西小中学校設置に伴う関係条例の整備及び地区公民館等の指定管理者の指定などを議案として提出し、慎重なご審議のうえ、ご承認いただきました。

また,一般質問につきましては,12月19日から23日に予定されており,10名の議員から学校教育や生涯学習に関する重要な課題等について,貴重なご質問をいただく予定となっております。教育委員会として考え方をていねいにご説明申し上げ,理解を得てまいりたいと考えております。

本日の委員会では、議案として人事案件を提出し、3件の報告がございますのでよろしくお願い申し上げます。

以上で教育長報告を終わります。

教育長

ただいまの教育長報告について,何かご質問はございませんでしょうか。

(質疑応答)

教育長

それでは、質疑がないものと認め、教育長報告につきましては、以上 とさせていただきます。

教育長

それでは、議事に入ります。

日程第1 議案第69号「人事案件について」を議題といたします。

青沼委員

発議。

教育長

発議がございましたので、認めます。

青沼委員

教育委員会会議規則第5条第1項の規定により,議案第69号を秘密会とすることのお取り計らいをお願いいたします。

教育長

お諮りいたします。

議案第69号を秘密会とすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

教育長

ご異議なしと認め、議案第69号を秘密会といたします。

傍聴人の方はご退室願います。

教育部長,教育部参事,教育総務課長を除き,そのほかの方々はご退 室願います。

暫時休憩します。

(傍聴人等退出後, 再開)

再開いたします。

(退出者入場後,再開)

教育長

それでは、再開いたします。

教育長

報告事項に入ります。

教育長

はじめに, (1)「教育大綱の改定について」の報告をお願いします。

教育総務課長 報告願います。

教育総務課長

報告事項(1)「教育大綱の改定について」ご説明させていただきます。資料につきましては別立てで、資料1というものになっております。そちらのほうをお手持ち願いたいと思います。

教育大綱の改定の趣旨ということでご説明させていただきます。教育大綱は地方公共団体の長が、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体教育学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱として定めるものでございます。

本市におきましては、教育大綱を大崎市の教育の目標や施策の基本的な方向性を定めるものとして、平成29年に策定しておりましたが、その後学習指導要領の改定や第2次大崎市総合計画(後期計画)を踏まえ、新たな内容についても追加するなどの改定を行うものでございます。

お手元の資料に法律の位置付けということで、大綱につきましては法令根拠といたしまして「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」に基づいて行うものでございます。策定主体や策定方法につきましては、記載の内容の形になります。

次のページをお開き願います。改定の視点ということでございます。 現在ということでございます。先ほど説明した通りでございますが、上 段に第2次大崎市総合計画(後期計画)や学習指導要領、部活動の地域 移行、新型コロナウイルスに関連した感染対策を改定の視点と定めてい るものでございまして、下段にはこれまで行っておりました、住民意識 調査による満足度等を提示させていただいているものでございます。

これらを踏まえまして、下段になります施策の方向性について、第2次大崎市総合計画(後期計画)、学習指導要領の改定、部活動の地域移行、コロナ感染症対策など、新たな内容を追加修正する形で改定を行いたいというものでございます。

次のページに移っていただきたいと思います。現行の教育大綱でござ います。基本方針を5つ定めておりまして、さらに基本目標を6つ定め ているものでございまして,その目標に対して施策の方向性を示してい るものが現行の大綱でございます。

続きまして3ページです。改定の考え方でございます。基本方針につ きましては、現行の方針を継続するという考え方で説明させていただき たいと思います。

続いて大綱の改定についてということで基本目標を定めているところ でございますが,その目標,施策の方向性につきまして,第2次総合計 画や学習指導要領の改訂、部活動の地域移行、コロナ感染症対策等、新 たな内容を追加修正するものを教育委員会案として今後お示ししたいと いう考え方を持っております。ですので現状では空欄いう形となってお ります。そちらが6ページまで続くものでございます。

最後のほうになりますが、大綱の期間はこれまで通り5年間で考えて いるところでございます。大綱を定めてから令和9年度までという考え 方でございます。

最後になりますが、大綱の改定につきまして今後の進め方でございま す。本日の定例会にて改定の視点等の報告をさせていただきまして,1 2月中には委員会によります案の方を検討させていただき、1月には総 合教育会議にて中間案を検討させていだいて,最終的にパブリックコメ ントを通しまして、3月16日に総合教育会議において改定のほうを策 定させていただくスケジュールとなっております。

主に今回につきましては、改定までの流れを含めた趣旨等の方を報告 させていただきました。以上でございます。

教育長

ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。

早坂委員

はい。

教育長

早坂委員。

早坂委員

コロナ感染対策という部分なんですけれども, たぶん一番皆さん心配 なところだと思うのですが、予定でいいのですけれど具体的にどの項目 に入れようと思っているというところがあればお聞かせいただきたい。

教育総務課長

まずちょっともう一度お戻りになっていただきたいところは1ページ の方でコロナウイルスに関連した感染症対策の中に、これまでと違っ て、中段に書いております通り、学びの保証に関する施策というものが 新たに入っておりまして、そちらに関するところにつきましては、やは り追加修正していくべきという認識でございます。

また、新しい学校の生活様式ということも踏まえた中で、施策の方向 性の方に追記または修正してまいりたいと思っております。まだ具体的 にお示しする状況ではございませんが、その観点を盛り込みたいという 考え方でございます。

教育長

観点に沿って記載を検討するということですよね。

教育総務課長|

はい。

青沼委員 はい。

教育長

青沼委員。

青沼委員

ここに赤字でコロナ感染対策と具体な話になるので、例えばコロナ禍 の中での生活様式の話をされたんで,このことは具体の感染対策という 言い方ではなく、コロナ禍に対応する云々とか、そういう風にしておい た方がよいと思う。そうでないと、ここだけはあまりに具体になっているように感じた。別の言葉が出てこないですけど、そのようにお願いし たいなと。

教育長

よろしいですね。検討させていただきます。 ほかにお願いいたします。

青沼委員

あともう一つ。

教育長

青沼委員。

青沼委員

部活動の件もここに書いてあって、地域移行も明確に地域に移行とい うことであるのですが、これもぼやかしておいた方がよいかもしれない と思う。地域移行も完全に教育大綱の中に最初からありきで出すのか, だからここの言葉も具体には違くなってくることを期待しているのです けれど、この赤字の部分が気になっていたので、地域移行なのか、例え ば共同教育の中でそれを云々とかいう形に少し約しておいた方がいいか なと感じたので。言葉だけ。お願いします。

教育長

これも検討させていただきます。 ほかにお願いいたします。

教育長

よろしいですか。

それでは、ただ今の意見を参考にしながら教育大綱の改定に向けて着 手をしてまいります。

教育長

続きまして、(2)「令和5年度給食食材放射能検査について」の報 告をお願いします。

教育総務課長 報告願います。

私から(2)「令和5年度給食食材放射能検査について」ということ でお手元に資料2という形で配布させていただいております。こちら1 ページ目のほうに令和4年度に行っている給食食材の放射能物質の検査 教育総務課長フロー図を最初に示させていただいております。こちらの検査につきましては、平成24年から実施しているものでございまして、左側に示し ております牛乳検査と右側に示しているスクリーニング検査というもの を令和4年度も実施しているところでございます。

> 牛乳につきましては、年2回という形になっておりまして、検査結果 につきましては、各施設にお便りまたは掲示等で周知と、市のウェブサ イトに掲載し、関係課へ情報提供を行っているものでございます。

具体的内容ということで次ページをお開き願いたいと思います。こちらは令和4年度の放射性物質の検査回数の確認表を示させていただいております。左側に示しているものが1食検査というものでございまして、給食1食分をすべて一度ミキサーにかけたもので検査するというものでございます。右側につきましては食材検査ということで食材1品ずつの検査というものになります。こちらにつきましては記載の通りでございまして、実際的に検査回数となりますと、合計で140回ほど行っているものでございます。

続いて次のページになります。こちらにつきまして検査件数と現在 行った検査、4月から11月までの内容を記載させていただいていると ころでございます。次ページに移りまして食材検査の内容をやったもの を11月分まで掲載させていたただいておりまして、全部で117件ほ どの検査を行っているというものでございます。

令和5年度の給食食材の放射能の検査についてでございますが、ページを1度お戻りいただきまして、開いた2枚目の方を見ていただきたいと思います。先ほど左側に1食検査というものの回数をお示しさせていただいて説明したものでございますが、次年度以降5年度は1食検査を取り止めにしまして、食材検査と牛乳の方の検査と行ってまいりたいという考え方でございます。報告につきましては以上となります。

教育長 ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。

若見委員はい。

教育長若見委員。

若見委員 検査についていつもありがとうございます。今後も検査を引き続き やっていただけるということで、とてもありがたいと思っています。1 食検査だと少し薄まってしまうので、やはり産地について少し吟味して いただいて、食材検査の方でやっていただければなと思います。今後と もどうぞよろしくお願いいたします。

教育長 ほかにございませんか。 それでは、本件については了といたします。

次に、(3)「第2回いじめアンケート調査の結果について」について報告をお願いします。

学校教育課副参事 報告願います。

ころでございます。結果につきましては3ページ以降にまとめてございますのでご説明申し上げます。 アンケート結果でございます。まず始めに「今いじめを受けている」と回答した児童生徒の欄でございますが、0.2から0.3ポイント増加あるいは同等というところでございます。「今あなたの周りでいじめを見たり聞いたりしている」と回答した児童生徒につきましては0.6

資料3番でございます。9月から10月,具体的には9月30日から10月7日の間にいじめに関するアンケート調査,結果をお示ししたと

学校教育課副参事

教育長

から0.9ポイント増加という風になっております。

またさらに、「今あなたは誰かをいじめたり、いじめに関わったりしていると思いますか」というところで、小学6年生、中学2年生で0.1から0.3ポイント増加、中学1年生では0.4ポイント減少という風になっております。

また「SNS上でいじめを受けている」と回答した児童生徒につきましては、中学2年生では0.1ポイント増加となっております。小学6年生では0.2ポイント減少、中学1年生では同等という風になっております。

このような結果から背景を推察いたしますと、コロナ感染拡大を予防しながら教育を守る活動と命や健康を守る活動の両立をする生活の中で、学校行事や部活動など様々な活動が実施されてきて、児童生徒の接触機会が増えたことによりまして、友達との関わりの中に違和感、あるいは歪みが生じるなどしたかたちでいじめと捉えられるトラブルにつながっているのではないかという風に考えられます。また子どもたちの中にも、小さな気づきについてもいじめと捉えていることが広がっていることも要因と考えております。

また、中学1、2年生の経年での同時期の比較、学年がそれぞれ進級する前後の同時期と比較した場合、中学1年生が小学6年生の頃の10月の時のデータを比べますと1.8ポイントの減少という風になります。中学2年生が中学1年生の時の10月と比べますと0.4ポイント減少しているということがわかります。

続きましてページ下段の4番,相談相手のところでございます。昨年度の同時期と比較いたしまして,相談相手に「家族」を選択した児童生徒の割合が小学6年生では2.3ポイントの減少,中学1年生では1.6ポイントの増加,中学2年生では1.2ポイントの減少という風になっております。「友達」を選択した割合につきましては小学6年生と中学2年生で増加,中学1年生で減少となっております。

全体の傾向といたしまして、家族への相談が減り友達への相談が増えているというところにつきましては、やはりコロナ禍の影響があるのではないかという風に考えております。学校生活で友達の関わりが増えたことによりまして、友達との絆を深められた一方で家族と過ごす時間が減ったことにより、数値に現れたものではないかと推察いたします。

また小学6年生、中学1年につきましては、相談相手に「先生、養護教諭」を選択している児童生徒が少なくなっているという傾向も見られます。逆に中学2年生につきましては昨年度より先生への相談が増えています。教員あるいは養護教諭が児童生徒としっかりと関わることに努めており、良き相談相手となるよう今後も児童生徒に寄り添った対応を進めてまいりたいと考えております。

また「誰にも相談しない」と答えた児童生徒は、小学6年生で昨年度と同等ではございましたが、中学1年生では増加、中学2年生では減少となっております。いじめがあっても自身の中に抱え込んでいないかと心配しているところです。

学校におきましては、今回のような定期的アンケートを実施したり、相談の機会を設けたりしまして、SOSを発する機会を大切にしているところであります。加えまして校長会議等では子どもたちにSOSを出すことの大切さや出し方の指導をお願いしているところでございます。いじめが減りかつ相談できる相手がしっかりといるような環境づくりとなるよう、これからも働きかけて参りたいと考えております。

続きまして6ページをお開きください。こちらにつきましてはいじめ の対応についてでございます。どの学年におきましても「悪口、冷やか し」がこれまでと同様一番多くなっております。何気ない子どもたちの 言葉がいじめにつながっているのではないかと伺えます。小学6年生に おいては「仲間外れ、無視」というものもあり、またSNS上でのいじめに ついては,小学校で2件,中学1年生2年生がそれぞれ1件ずつ挙げら れております。昨年度から1人1台のタブレット端末の配布も行われま したが、今後も情報リテラシー指導の充実を図って参りたいと考えてお ります。

続きまして7ページをご覧いただきます。誰に相談するかについて調 査したものでございます。上の表につきましては先ほどの「その他」の 詳細を示したものでございます。小学校では,兄弟姉妹,祖父母、いと こなど親族が多く、中学1年生では信用できる人、中でも他校の友達、 あるいは親友、中学2年生では塾や習い事の先生でございました。

下段には相談しない理由についてまとめております。特に,迷惑をか けたくない, 心配をかけたくないと回答する児童生徒が多く, 次いで, 言いにくい, 言いたくない, あるいは勇気がない, 怖い, 不安といった 回答をする児童生徒と分かれております。教員、保護者、友達でその ケースやその友達の気持ちに合わせた支援が求められていると考えてお ります。

続きまして8ページをご覧ください。「もしあなたがいじめをしたら どんな気持ちになるか」という質問に対しましては、小中学校ともに 「後で嫌な気持ちになる」と答えた児童生徒がいずれも多くいることが わかりました。これまでの各校での人権教育に関わる取り組みが、児童 生徒の心の変化に現れているものと考えているところでございます。

続きまして9ページをご覧ください。「いじめをなくすためにあなた がしたいことは何ですか」という質問に対して答えてもらったものでご ざいます。児童生徒の積極的な声が寄せられました。「仲良くする」、 「悪口を言わない」、「声を掛ける」といった回答が多くございまし た。その他にも「話を聞く」,「相談に乗る」,「いじめについて話し 合う」ということが各学年でも多くありました。

声をかけることの大切さを感じている児童生徒も多いということもわ かりました。「いじめの原因を作らないよう周りを見る」、「自分から 人にあいさつする」、「差別せず平等に接する」、「それぞれの利点を 尊重し合う」,「クラスで仲良くなるようなイベントを行う」など,い じめをなくすための方策を児童生徒が真剣に考えている様子が伺えまし た。今後も児童生徒1人1人が自己有用感を持ちまして、他とのより良 い関わりを築きながら、いじめのない学級、いじめのない学校づくりに 進めるよう,各校に指導してまいりたいと思います。

さらに10ページからにつきましては、各小中学校でのいじめ防止の 取り組みをまとめているものでございます。ご覧いただきたいと思いま す。現場の先生方は熱心に取り組み,いじめの無い学級あるいは学校づ くりに努力しているところでございます。今後も各校への指導も含め て、いじめの無い取り組みを推進してまいりたいと考えております。

以上でアンケートの結果についてのご報告を終わります。

ただいまの件につきまして、ご質問はありませんか。 教育長

早坂委員

はい。

教育長

早坂委員。

早坂委員

今回のデータの中で、7ページのところの「いじめを受けているとき だれに相談しますか」というところなんですが、ここで理由のなかに 「迷惑を掛けたくない」、「自分で解決したい」、「勇気がない」 「言いにくい」、「言いたくない」という心理状況というのは共通して いるところがあるなと思って、結局多分いじめられている子自身も、自 分が悪いんじゃないかとか、そういう何か罪悪感というか相談していい のかというところが根底にあるのかなと思いました。

あとその上の(6)のところで、意外にネット上の友達に相談すると いうのが結構学年が上がるごとに多いと。何か、カウンセラーとか職員 室とかって行きにくいですよね。いじめられている子からすると特に。 だけどネットでメールとかLINEとかそういうものは,多分非常に相談し やすいと思うので。せっかくiPadがあるので「いじめ相談LINE」とか何 か、自分がちょっとした時にふと相談できるような。人間よりもバー チャルの方が子どもは正直になれるのではないかというものもちょっと あるので。急にカウンセラーが前にいて相談するよりも、なにかつぶや きのようにSOSを発信することができると、子どもたちも相談しやすくな るのかなと思いました。

なので、いじめはたぶん残念ながらゼロにはならないと思うので、あ とはいじめられた子の受け皿というか、相談しやすさみたいなことをど う改善していくのかというところがポイントかなという風に思いまし た。以上です。

教育長

ほかにありますか。

学校教育課副参事

はい。

教育長

畑中副参事。

やはりですね、委員がおっしゃるように、子どもたちが相談しやすい、 いつでもどこでも気軽に相談できるような、そのようなことをどのよう 学校教育課副参事 な形でできるか、そこを各校で工夫して取り組んでいけるようにするか 取り組んでまいりたいという風に考えております。ありがとうございま した。

早坂委員

もう1ついいですか。

教育長

早坂委員。

早坂委員

このアンケートそのものもiPadでやったらいいんじゃないかなと思い まして。まず集計が楽だからというのと、無記名でアンケートしてると 思うのですけど、ネットだと無記名でも調べようと思えば追跡できるの で。誰が何を言ってるのかというのとその子が1年前,1ヶ月,3ヶ月 前どう回答したのかということを,すぐ検索することができるので。お金 はすごくかかる話だと思うのですけれど、継続的にやられている取り組 みなので、IT化することでコストも下げられるのではないかと思いまし た。以上です。

教育長

ほかにありますか。

若見委員

はい。

教育長

若見委員。

若見委員

早坂委員と相対するところがあるのですけれど、私は顔と顔を合わせてやっていただきたいというのがあって、小学6年生と中学1年生の相談相手を見ていただくとわかるのですけれど、先生に相談をしないという数値が下がると、誰にも相談しないという数値が上がっていくのでね。なので、私たちの身近で子どもたちが一番相談するのが親、その次先生、塾、部活動という、友達という、いろいろな形で接する人たちがたくさんいるので、できればその、先生たちは本当に大変だと思うのですけれど、先生に目をかけてもらうことがすごく大事なんじゃないかと思っています。

もう1点、早坂委員からも出ましたけれども、カウンセラーとホットライン、こちら件数ゼロになっておりますので、こちらもう少し子どもたちに寄り添う形で、時間帯だったり、そういうものは少し工夫していただければいいのかなと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長

ほかにありますか。

青沼委員

はい。

教育長

青沼委員。

青沼委員

7ページ相談相手のところです。これ、親ってありますかここに。

学校教育課副参事

はい。

教育長

副参事。

学校教育課副参事

親は、兄弟、姉妹、祖父母の中に記載が「等」になっているので、この中にすべて家族も含めているというところでございます。

青沼委員

お話しします。親は家庭教育の一番基本であり、親が子育ての責任を 負うわけですから、親を最初にきちっと明確に書くべきだと私は思うの ですが。それとともにいじめ問題のセンサーをどこに求めるかというの はいろいろありますが、一番近いのは、家庭の事情によっては違うのか もしれませんが、育てている親だという風に思います。ですからそこの あたり、家庭教育との関係も含めて集計にだすべきかなと思いましたの でよろしくお願いいたします。以上です。

学校教育課副参事

はい。

教育長

副参事。

学校教育課副参事	発言を訂正させていただきます。申し訳ございません。「その他」のところは兄弟,姉妹,祖父母,いとこ等親戚となっております。つまり「その他」というところでの内容でございまして,家の人という風に,相談相手の中に含めて入れておりましたので,申し訳ございません,そこも訂正させていただきます。
青沼委員	記述の問題だけではなく、本来は親が子どもについての責任を持つべきですから、1番のセンサーであるべきだ、という考え方で申し上げましたのでご理解いただきたい。
教育長	よろしいですか。 ほかになければ、本案については了といたします。
教育長	本日の報告案件については以上となりますが,委員の皆さんから,ほかに何かございますか。
	(なしの声)
教育長	ないようですので、以上で本日の教育委員会定例会を終了いたします。 閉 会
教育長	次に、各課・館の報告に入ります。 教育部長→教育部参事→教育総務課長→学校教育課長→生涯学習課長→ 文化財課長→地域交流センター長→図書館長→学校教育課副参事
	この会議録の作成者は次のとおりである。
	教育総務課 総務担当 主幹兼係長 髙橋 香
	上記記録の正確なることを認め、ここに署名する。
	令和 年 月 日
	教育長
	<u>署名委員</u>